令和3年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス 議事録

- 1. 日時:令和3年6月25日(金)15:00~16:30
- 2. 場所:WebExテレビ会議
- 3. 公開プロセス対象事業名: 製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースの整備・運用

4. 議事録:

○廣瀬参事官 それでは、お時間になりましたので、ただいまから「令和3年度消費者庁 行政事業レビュー公開プロセス」を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところを御出席いただき、どうもありがとうございます。

進行役を務めさせていただきます消費者庁参事官の廣瀬と申します。どうぞよろしくお 願いいたします。

オンライン開催でございますので、御発言いただく際にはミュートを解除していただくように御協力をお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。配布資料は、配布資料一覧にございますとおり資料1から4となってございます。資料4は資料4-1、4-2、4-3と枝番がついてございます。事前に事務局から送付をさせていただいておりますが、御確認いただければと思います。

本日の会合では、随時、各資料の画面共有を行いながら進行させていただきます。 では、早速、議事に入らせていただければと存じます。

初めに、消費者庁行政事業レビュー推進チーム統括責任者の津垣総括審議官より御挨拶 をお願い申し上げます。

○津垣審議官 消費者庁の行政事業レビュー推進チーム統括責任者の津垣でございます。 よろしくお願いいたします。

外部有識者委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、公開プロセスに御出席いただき、心から感謝を申し上げます。

皆様御案内のとおり、消費者庁は2009年9月に発足した比較的新しい組織でございまして、現在の体制といたしましては、職員が約380名、年度予算につきましては約120億円と比較的小ぶりといいますか、限られた中ではございますが、一方で、政府全体の消費者行政の司令塔としての役割を果たすことが強く求められております。

消費者庁といたしましては、昨今のコロナ禍で加速した消費のデジタル化に伴うトラブル、被害の増加等をはじめといたしまして、消費者を取り巻く環境が不可逆的に変化している中で顕在化している、あるいは潜在する課題に迅速に対応していくため、必要な体制や予算の確保を進めていきたいと考えているところでございます。

また一方で、国全体の財政需要もございますので、これまでの取組につきましても無

駄をなくし、生産性を向上させ、成果を最大化していくアクションを併せて進めていく ことが必要不可欠だと考えております。

そうした中で、本日の公開プロセスをはじめとする事業レビューにつきましては、まさに事業がしっかりと機能しているかを確認し、見直す機会であり、併せて事業レビューと政策評価の一体的な取組を進めているところ、レビューを踏まえた政策評価への反映等も進めていきたいと考えております。

最後に、本日御議論をいただく「製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースの整備・運用」につきましては、これが国庫債務負担行為関係事業ということで、国の予算としては少し特殊な事業ではございますが、成果指標の設定など、皆様の幅広い、そしてより客観的な視点から忌憚のない御意見をいただき、見直すべき点は今後の取組に積極的に反映させてまいりたいと考えております。

本日は御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○廣瀬参事官 どうもありがとうございました。続きまして、資料2に基づきまして、本 日御出席いただいている外部有識者の先生方を御紹介させていただきます。

まず、公益財団法人交通協力会常務理事であられます石堂正信先生。

Social Policy Lab株式会社代表取締役社長であられます川澤良子先生。

上智大学法学部教授であられます楠茂樹先生。

大阪大学国際公共政策研究科教授であられます赤井伸郎先生。

慶應義塾大学法学部教授であられます大屋雄裕先生。

千葉商科大学政策情報学部教授であられます小林航先生。

よろしくお願い申し上げます。

石堂先生には対象事業の評価結果等の取りまとめ役をお願いしたいと考えております。 最後になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の進め方について御説明させていただきます。

資料3につきまして、まず、対象事業について私から議論すべき論点を簡単に御説明させていただいた後、資料4に基づきまして、担当課から10分程度、説明をさせていただきます。その後、質疑応答を45分程度予定しておりますが、45分の議論の途中、終了時間10分程度前に、外部有識者の皆様から所定の様式に評価結果コメントの記載を始めていただくことをお願いしたいと思っています。10分程度前になりましたら私から御案内をさせていただきます。

評価結果コメントの記載に当たりましては、コメントの中で特に強調したいところに下線を引いていただくということをお願いします。これは石堂先生に最後に取りまとめいただきますので、その際の便宜を図るということでございますが、何とぞ御協力をお願いいたします。

質疑、議論が終了した後、10分程度、取りまとめ役の石堂先生が中心になって御議論 をいただいて、石堂先生から評価結果及び取りまとめコメントを発表いただくというこ とを考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次、議題に入らせていただきます。

まず、資料3を御覧ください。本事業「製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースの整備・運用」に関する論点ということでございます。

1つ目は事業ターゲットの明確化でございまして、事業者のみならず消費者もターゲットという整理でよいのかということ。

2つ目は成果指標の設定の妥当性ということで、そういった事業ターゲットを設定するとすれば、これに応じた指標の在り方・設定ということがあるのではないかという論点。

3つ目が事業の性質を踏まえた成果創出の方策ということで、そうしたターゲットに向けてどういったことがあるかということですが、これまでシステム更新などがなされてきているわけでありますので、そうしたことを通じた届出業務の効率化等を行うことにより、事業成果の向上につなげているのかということも併せて論点になるかと考えております。

続きまして、担当課から事業説明をお願いします。10分程度でお願いをいたします。 五十嵐課長、お願いいたします。

○食品表示企画課 食品表示企画課の五十嵐でございます。今日はどうぞよろしくお願い いたします。

資料4-1を御覧いただければと思います。本日、製造所固有記号・機能性表示食品 届出データベースの整備・運用事業について御審議をいただくこととなっておりますが、 それに先立って、まずそもそも製造所固有記号制度、機能性表示食品制度とは何かにつ いて御説明をしたいと思います。

1 枚おめくりください。まず、製造所固有記号のほうからですが、そもそもこれは食品表示法に基づく、食品表示基準の中で規定されているものです。食品表示法の目的としては、食品を摂取する際の安全性、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、こういう制度を設けております。

食品表示法に基づいて、内閣府令である食品表示基準に細かいルールが定められているところでございます。

次のページをおめくりください。これは具体的に加工食品の義務表示制度ということで、主な義務表示事項はこちらの表に掲げられているものになっております。名称から始まっているところでございますが、その中の一つに製造所等の所在地及び製造者等の名称が表示事項として義務付けられています。赤枠の赤字のところを御覧いただきたいのですが、基本は所在地、名称などを書くのですが、同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り、便宜的に届出をすることによって製造所固有記号で代替をすることが可能ということにしております。

具体的には次のページをおめくりください。製造所固有記号制度というのは原則とし

て同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあって、その場合については届出された製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができるという制度でございます。

この届出(新規・更新・変更・廃止)は、食品関連事業者が製造所固有記号制度届出 データベースにおいてオンライン手続により行うこととしております。一義的には事業 者がこれで届出をするということでありますけれども、その届出された内容は消費者に おいても検索可能となっているものでございます。

次のページをおめくりください。次に、機能性表示食品制度についての御説明です。 食品表示法において、食品の機能性を表示できる制度ということで、ここの円に掲げて いる3つ、特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品でございます。特保、機能 性表示食品については、保健の機能の表示ができるものですけれども、特保のほうは許 可制、機能性表示食品のほうは事前届出制ということで、企業の責任において保健機能 の表示ができる仕組みとなっております。

許可等件数、届出公表件数のところを御覧いただきたいのですが、特保のほうは許可件数1,073件、機能性のほうは届出公表件数3,486件ということでかなりの件数となっているところでございます。

次のページをおめくりください。機能性表示食品制度が、特保という許可制度がありながらなぜできたかという基本的な考え方を御説明した資料でございます。一番上の従前の課題というところを御覧いただきたいのですが、もともと機能性表示食品ができる前の課題が栄養機能食品で栄養成分に限定されているということ。特保であると、食品ごとに有効性や安全性に係るヒト試験が必須であったということで、許可手続に時間と費用がかかり、中小事業者にはなかなかハードルが高い仕組み、制度でありました。このことから、平成25年に規制改革実施計画において加工食品、農林水産物について、企業の責任で科学的根拠を基に機能性を表示できる新たな方策を検討するようにということが閣議決定されたことを踏まえて、この制度ができました。

下のところを御覧いただきたいのですが、特保の仕組みは事前個別許可制度、ヒト試験が必須、生鮮食品の実績はなしということですが、機能性表示食品制度においては事前の個別許可ではなくて事後チェック制度を導入して、それから、ヒト試験の代わりに文献評価、システマティック・レビューも認める、あと、生鮮食品でも表示を実現したということで、このような制度が設けられたということでございます。

繰り返しになりますけれども、かなり使い勝手がいいものということで、特保の許可等件数の1,073件に比べてこちらは届出公表件数3,486件となっております。

次のページをおめくりください。こちらは御参考で、機能性表示食品について、こちらの赤字で書いてある事項が義務表示事項となっています。

参考に次のページをおめくりください。これは令和2年度に届け出られた新しい機能 性表示の例ということで御参考につけております。新しいものとして機能性関与成分で エピガロカテキンガレートという、機能性の分類では歯なのですけれども、こちらは口内環境を良好に保つことが報告されていますというような表示例で届出がされています。

それから、かなり最近のもので割と話題になったのが一番下のプラズマ乳酸菌です。 機能性の分類では免疫機能ということで、表示例としては、免疫機能の維持に役立つこ とが報告されていますというようなものがあります。

雑駁ですが、これらが製造所固有記号・機能性表示食品の御説明でありましたが、今回 御審議いただきたいのが、データベースの整備・運用事業ということでございます。

左側の事業概要・目的・必要性を御覧いただきたいのですが、これは事業者がオンライン上で届出手続を行うことを可能とするため、製造所固有記号と機能性表示食品制度の届出データベースを構築するものであって、2016年4月、平成28年から運用を開始しております。

このデータベースを適切に運用することによって、最終的には消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保するということを目的としております。 3つ目のマルですけれども、一方、平成30年に閣議決定されておりますデジタル・ガバメント実行計画において、オールジャパンでデジタル・ガバメントを推進していくこととされていて、データベースを次に更新するに当たっては消費者庁のプライベートクラウド環境に移行するとされています。

一番下のマルです。これは令和2年度予算なので、令和元年時点の話で、今で言うと旧データベースになってしまっているのですけれども、そのデータベースの運用というのはもともと国庫債務負担行為ということで平成28年度から31年度として要求をしておりまして、令和元年度で終期を迎えることから、次期データベースへの更改業務の実施の間、運用・保守期間を1年延長するという予算として要求をしたものでございます。なお、この次期データベースというのは令和2年から令和6年、国庫債務負担行為で国会の承認を経たものということになっております。この令和2年度の予算事業において具体的な事業は何だったかというと、右側を御覧いただきたいのですが、1つは現行データベースの運用保守期間延長に伴う運用保守業務、2つ目がクラウドに対応しております次期データベースへの現行システムの更改に係る業務。3つ目が現行データベースの機器撤去に係る業務ということでございます。

ちょっと分かりにくいかもしれないので、資料 4-3 を御覧いただきたいと思います。こちらはちょっと長くなるので全体の説明を割愛させていただきたいと思いますが、インプットの※ 1、 2、 3 のところを御覧いただきたいと思います。現行というか、今走っているデータベースは令和 2 年度から令和 6 年度までの国庫債務負担行為ということです。新しいデータベースを構築して、令和 3 年度から運用を開始するために、令和 2 年 6 月に契約が済んでおり、新しいデータベースというのは本年 4 月からもう稼働して運用を開始しております。

最後に4-2に戻っていただきたいのですが、これもちょっと時間の関係で細かく御説明というより、事業の目的と事業の概要のところだけ簡単に御説明をさせていただければと思います。

この事業の目的ですけれども、製造所固有記号と機能性表示食品制度について事業者がオンライン上で届出手続等を行うことを可能とすることで、制度を適切に運用して、最終的にはきちんとした届出によって食品を摂取する際の消費者の安全性の確保と自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保するということを目的とするのと、それから、政府全体の方針であるデジタル・ガバメント実行計画におけるオンライン化促進へ対応することを目的としております。

また、付随的な目的として、このデータベースをせっかく整備するので、併せて消費者がこのデータベースを見ることによって必要な情報を簡便に閲覧することも可能とするということもあります。

事業概要としては、オンラインで届出手続を事業者が行うことを可能とするために、 構築した届出データベースを適正に運用するという内容となっております。 当方からの説明は以上となります。

○廣瀬参事官 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に入らせていただきます。時間は4時10分頃までと考えてございます。御発言される方は挙手いただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

最初に小林先生、お願いいたします。

- ○小林委員 小林です。御説明ありがとうございました。まず1点お聞きしたいこととして、今、レビューシートで、ロジックモデルにもありましたけれども、予算の金額の推移というのがありましたね。それについて事実確認をしたいなと思って、資料4-2の予算のところ。もう画面共有は下げてしまいますかね。表示していただいて皆さんで共有できるといいかなと思いますが。
- ○廣瀬参事官 画面共有をお願いします。
- ○小林委員 資料4-2の予算のページです。これは平成30年度が3,100万円で、その後、4,700万円、5,600万円と増えて、令和3年度、今年度が4,800万円ということで下がっているわけです。これは令和2年度がシステムの更新に当たるので、そこの金額が大きくなっているというのは理解できるのですけれども、例えば平成30年度というのは、最初の4年ですか、5年ですかの途中の期間であって、この令和3年度はまた昨年度調達したシステムが運用開始されるときということで、平年度になっているのかいないのか、よく分からないのですけれども、令和2年度が高くなるのはともかくとして、平成30年度と比べて令和元年度や令和3年度が高くなっている、この理由を教えていただけますか。
- ○廣瀬参事官 五十嵐課長、お願いいたします。
- ○食品表示企画課 御指摘のとおり、令和2年度については先生おっしゃるとおりの理由

で高くなっているということです。令和元年度は何で高くなっているかというと、通常 の運用保守経費に加えてシステムに付随するソフトウェアのバージョンアップに必要 な経費の拡充が必要であったということで、高くなっているところでございます。

- ○小林委員 そうすると、平成30年度の数字が平年度と考えていいのですか。
- ○食品表示企画課 そうです。
- ○小林委員 そうすると、令和3年がそれより高くなっている理由はどういうことになりますか。
- ○食品表示企画課 これは前のデータベースが平成28年から令和2年で、今回のデータベースは令和2年から令和6年のそれぞれ5か年国庫債務負担行為となっているからということです。
- ○食品表示企画課 補足で説明させていただきます。旧データベースについては、まず、 構築に係る経費ついては運用保守に係る国庫債務負担行為による契約に先行して予算 を要求、執行していたところでございます。他方、新データベースについては、その構 築と運用保守に要する経費を5年間で平準化して支払うこととなっていることから、構 築経費を含めて平準化した分、平成30年の経費よりも若干高くなって見えるようになっ ているということでございます。
- ○小林委員 なるほど。そうすると、平成28年度からもしこのデータがあれば、28年度はかなり高くなっていて、その最初の5年間に比べると次の5年間はもう少しならされた数字が出てくるという理解でよろしいですか。
- ○食品表示企画課 おっしゃるとおりです。
- ○小林委員 分かりました。そういうデータがもし見られるとよかったなという気がしますけれども、では、基本的に前のシステムより今のシステムのコストが高くなったということはないという理解でよろしいですか。プライベートクラウド環境に移行するのだという要請があって、それに応えることで少し高くなったりするのかなと思ったのですが、そういうことはないということですね。
- ○食品表示企画課 そういうことはございません。むしろうちのデータベース単体で見る というより、消費者庁全体として共通の基盤に載るということでコストが削減されてい るということはございます。
- ○小林委員 分かりました。そうすると、それでコストが減るというところが分かるとよりいいかなという気がします。ありがとうございました。
- ○廣瀬参事官 赤井先生、御発言ありますか。
- ○赤井委員 後でもいいですけれども。
- ○廣瀬参事官 では、川澤先生からお願いいたします。
- ○川澤委員 資料4-2の1ページ目の部分に成果指標アウトカム、システム稼働率が設定されているかと思います。論点に今ございました成果指標について、このデータベースが安定的に稼働するということを目的にしていることは理解いたしました。ただ、単

に稼働しているかというだけではなくて、安全に稼働しているかというのは重要だと思いますので、例えばセキュリティーの面から、不正アクセス件数ですとか外部への情報 流出件数とかそういったセキュリティー関連の成果指標があってもいいのではないか と思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

- ○廣瀬参事官 五十嵐課長、お願いいたします。
- ○食品表示企画課 契約の内容でそういうものも当然報告を受けることにはなっておりますので、その点については今後検討をしたいと思います。
- ○川澤委員 ありがとうございます。もう一点、成果指標に関して、これは届出制なので、あくまでデータベース上で事業者が届出を行うというところで事務的にはある程度完結していると思うのですが、消費者庁として届出を受けて何らか審査をしたりですとか、事務処理というのは発生しているのでしょうか。というのも、仮に何らか事務処理が発生するようであれば、届出から審査なり事務処理の時間がどのぐらいかかっているのか、もしくはどのぐらい届出からそれが完了するまでの時間が削減されているかというところも一つ成果指標として考えられるのではないかと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。
- ○食品表示企画課 同じ条件ではない中で数値化するのが難しいと思っていて、例えば届 出が集中する時期と集中しない時期とか、中身が例えば機能性表示食品でいうと新規の 本当に新たな機能性関与成分が出た場合の確認とそうではないものというのでいろい ろばらつきがあるので、指標としてそれを設定して基準にするというのは、もともと前 提となる条件が我々のコントロールできないところで変わっていくので、単純な比較は 難しいかなというところがございます。
- ○川澤委員 ありがとうございます。確かにある程度データベース上の項目というのは同じであるけれども、中身によってかなり届出を受けた後の処理、時間がかかるというところは理解いたしました。何らか、かなり稼働時間も24時まで長めに設定をして、事業者の利便性を高めているので、事業者の利便性がより高いシステムが担保されているかという観点から、迅速性なり正確性なりそういったところの成果指標があると、よりよいのかなと思いました。

あと3点目で、これはシステムの運用ですので、毎年度、かなり抜本的に事業を見直すという話ではないと思うのです。ただ、粛々とユーザーである事業者からの声を情報収集して、どうすればシステムが改善できるかという地道な取組も重要だと思うのですが、その辺りは何か取組としてされていらっしゃいますでしょうか。

○食品表示企画課 御指摘どうもありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。 基本的にこれは国庫債務負担行為で硬直的というところはあるのですが、例えば機能性 表示食品についてなのですけれども、事業者の大きな要望を踏まえ、平成29年に規制改 革実施計画という形で閣議決定をされて、その内容をデータベースに反映させるための 予算措置を別途行わなくてはいけなかったのですけれども、改善を行ったということは あります。

具体的にどういう内容だったかというと、もともと機能性表示食品は届出書類が多くて繁雑で大変であり、また、入力項目もたくさんあって何とかしてくれという事業者の大きな声が規制改革実施計画で閣議決定されて、それを踏まえてデータベースの入力項目の簡素化を行って、事業者の負担軽減ということをやりました。

ただ、閣議決定を踏まえてということなので、かなり大がかりで、別途予算措置を行ってということは過去にありました。

- ○川澤委員 そういったいわゆる規制改革関係の要望というだけではなくて、例えば消費 者庁さんが自らユーザーに対して何らかデータベース上でアンケートを取ってとか、そ ういったかなり地味な取組というか、着実な取組というのはされていらっしゃるのでし ょうか。もしそういう取組をされているようであれば、それがシステムの軽微な改善と いうか、その辺りにつながるのかなと思いましたので、もしされていないようであれば、 そういったこともぜひ今後御検討いただければと思いました。 以上です。
- ○食品表示企画課 ありがとうございます。
- ○赤井委員 僕の意見も近いので、次に言ってもいいですか。
- ○廣瀬参事官 それでは、赤井先生。
- ○赤井委員 思っていたことは既に大分言っていただいたので、補足的になりますけれども、今のアウトカムの状態を見ると100%というようなことになっていて、何もしなくてもいいということになってしまうので、今言われたようにフィードバックをするとか、今後ちょっとデータベース更新というのは難しいかもしれないですけれども、何もしなくてもこれでいいんだではなくて、よりアウトカムをもう少し工夫して設定して、できる範囲内で何か少しでも使いやすいとか、何か成果が見られるようなアウトカムは考えられないのでしょうか。何か考えられているものはあるのでしょうか。
- ○食品表示企画課 御指摘ありがとうございます。なかなかここは正直とても難しいところで、逆に先生のお知恵をいただければと思っていたところで、先ほど川澤先生がおっしゃっていただいた安定的にデータベースを稼働させるということと、安全に稼働するというのは重要な視点だと思いますので、アウトカムとして先ほど御指摘いただいた不正流出があったかとか、そういうものについて追加をしたいと思っております。
- ○赤井委員 あと、扱いやすさとか効率性というのは入れにくいということですかね。そもそも契約上改善ができないからということなのですか。今、例えばアンケートを打ったときに、届出したときに、全ての人が今のままで完璧だと思っていないと思うのです。そうすると、それで少しでも何か改善できることがあれば、その改善について、現在契約中の令和6年度までの間でもできるならしたほうがいいので、その改善に向かえるようなアウトカム目標を立ててやっていけばよくなるかと思うのですけれども、そういう範囲内で何かというのはあり得るのでしょうか。

- ○食品表示企画課 御質問ありがとうございます。製造所固有記号のほうは、厚労省にあった時代、すなわち食衛法の昭和の時代から安定的に稼働しており、本件は安全性に係るものなので、ちょっと難しいかなと思っています。また、機能性表示食品のほうは事業者のなので難しいといったところです。
- ○赤井委員 私たちも考えますけれども、契約の縛りがどうなっているかという詳細まで 分からないので。
- ○食品表示企画課 契約の縛りもそうなのですけれども、これはある意味、特保の許可に対して届出でとても緩やかな制度ということもあって、事業者の使い勝手というのも当然重要な視点であります。事業者に単純に聞くと、なるべく届出自体を簡単にしようという意見になることが想定されるので、ちょっと即座にここでできますとお答えするのは難しいです。
- ○赤井委員 もちろん、制度で決まっている届出の仕組みのルールがあると思いますけれども、同じ規制された中でより時間をかけずに届け出られたらいいわけですね。もちろんルールが決まっているので、書くことも決まっているし、いいかげんにするとそこは安全性の問題にも関わると思います。実際の安全はデータの安全よりも食品の安全の話ですけれども、決められた中で何かできることがあればなと思ったので、またちょっと考えてみます。ありがとうございます。
- ○廣瀬参事官 それでは、大屋先生、お願いします。
- ○大屋委員 御説明ありがとうございました。まず、今の辺りの話から始めますけれども、 アウトプットとアウトカムの切り分けについて言うと、アウトプットというのは行政官 庁が自分で頑張ってできることであると。それに対して、社会的にそれがどのぐらい利 活用されるかとか、影響が生じるかということはアウトカムであるというふうに整理さ れていると思うのです。そうすると、私から見ると、今のアウトプットとアウトカムの 指標が全く逆で、稼働時間はアウトプットですよねという気がします。あるいは川澤先 生から御指摘のあったセキュリティー問題もこれはアウトプットでしょうと。

ただ、セキュリティーインシデントの数は目標値が基本的にゼロになるので、一件でもあったらいかんということになるので、あまり設定して面白いアウトプット指標ではないのです。なので、まずそれは入れ替えたほうがいいと思います。

アウトカム指標として、要するにこういう使いやすいデータベース、届出のシステムを つくったら登録件数、公表件数がそれなりに増えましたと。あるいは利活用されており ますということを掲げると、要するに行政官庁のやったことが社会にどれだけインパク トを与えたかということの評価になるので、よいのでないかと思いました。

その上で、この事業については、もともと加工食品に関する制度と機能性表示食品の制度がガッチャンコされておると、一体として取り扱われているということと、事業者から見た場合の届出システムと消費者等から見た場合の情報公開検索システムが一緒になっているという、やや複雑な状況にあると思います。

このうち現状のアウトプット指標と設定されている、本来アウトカムであるべきものは、届出のほうに集中しています。ここを測るのはもちろんいいことなのですけれども、本来は加えて、情報公開や検索のための制度としてどのぐらい社会的に利用されているかというほうがアウトカム指標として設定される必要があるだろうと思います。

具体的に言うと、データベースにおける検索件数であるとか、システム全体に対するアクセス件数というものが指標として設定されるべきではないかと考えました。

さらにその上で、ただ、ここのところの、先ほど来お伺いしていると事業者からの意見はちゃんと聞いておられて、使い勝手については配慮しているという感じがします。端的に直接に言うと、加工食品のほうの制度については、これを消費者がたびたび検索してうれしいことがあるとはあまり思えないので、あまり関係ないのかもしれないですけれども、機能性表示食品のほうについてはやはり消費者が実際に食べるものの根拠があるのか。健康にいいとかエビデンスがあるということの証明がされておるのかということについて関心を持って消費者自身が調べるとか、あるいは消費者団体が代行的に調べるということが想定されるものだと思います。これについて使い勝手を確認しているかというような発言があまりない。それから、実際にこれは引いてみたのですけれども、極めて使い勝手が悪いという辺りはちょっと気になるところです。

ここについてなのですけれども、1つは、というわけで、利用者に対する調査をちゃんとやって、ユーザーインターフェースとか検索クエリの在り方について改善をするという方向性があります。

もう一つは、行政庁がそれをやることにはおのずから限界があるという考え方もあります。例えばですけれども、機能性表示食品について言うと、行政庁としてはきちんと届出がされていて、一定の根拠となる文書がついているかといったことは審査するけれども、それが例えば本当に消費者に好評をもって受け止められているかとか、例えばおいしいかといったような主観的な評価については把握しかねるし、それと結びつくと消費者にとっては有用な情報になるけれども、例えばロコミのようなものをデータベースにつけていくということにはいろいろと差し障りがあるだろうと思います。典型的に言うと、口コミとして書かれた情報が正しいかどうかの検証なんか行政庁はできないではないですかというのは非常に大きいわけです。

そうすると、この届け出られた内容をオープンデータとして公表することによって民間事業者に勝手に利活用してもらえばいいんだ。そちらでより分かりやすい検索システムとか表示システムと結びつけていってくれればいいんだというような在り方も考えられると思うのです。こういうオープンデータとしての利活用について検討はされたのかということをお伺いしたいと思います。ほぼ質問としてはここだけですので、そこだけ対応していただければと思います。

○食品表示企画課 いろいろ御示唆をどうもありがとうございます。オープンデータの点なのですけれども、これは重要なことだと思っておりまして、これもまた政府全体の話

なのですけれども、行政庁が保有するデータについては原則公開ということで、実は機能性表示食品については一般向け検索機能としてCSV形式でのダウンロード機能というものを設けておりまして、オープンデータ化への対応というものは既に行っているところです。

- ○大屋委員 ありがとうございます。それで例えばダウンロード実績とかの数字はお持ちですか。そこまでではない。
- ○食品表示企画課 昨年度実績として2万2000件ほどございます。
- ○大屋委員 ダウンロードされている。
- ○食品表示企画課 はい。
- ○大屋委員 分かりました。ありがとうございます。 以上です。
- ○廣瀬参事官 石堂先生、お願いいたします。
- ○石堂委員 石堂です。私も事業者が機能性表示食品を登録するための使い方と、それから、消費者が自主的にいい商品を選べるようにというその両面があるだろうと考えていたのですけれども、前回の説明を聞いていますと、どちらかというと事業者が登録するほうに重点が置かれた説明があって、それは消費者庁としてはどうなのかなと思っていました。

ただ、今回、改めてロジックモデルのところの最後のインパクトという欄がありますけれども、そこには容器包装上の商品表示よりもさらに詳細を知りたい消費者への情報提供というような表現もあるのです。ただ、本来、食品の表示というのは売られている商品に貼られているラベルに書かれているものがある意味では表示の全てであって、このデータベースを通じてそれ以上のものを消費者がどんどん細かく求めていく、そのためのシステム、データベースではないのではないかという感じを持ったのですが、そこをお答えいただきたいと思います。

それから、資料でも、例えば「2つのデータベースを統一的に利用し」などという表現が出てくるのですけれども、この2つを統一的に利用するのは登録する側だけなのではないかと。消費者の側が聞くのは、結局はラベルに記号で表示されている製造所の中身は何ですかということを聞く、こういう機能のデータベースとしてしか実際には使わない前提になっているのではないかという感じがしたのですけれども、それは誤解ですか。

要するに、このデータにアクセスしていけば容器包装に記されているもの以上にいろい ろな細かいことをどんどん知ることができますよという話ではないのでないかという ことを考えたのですが、そこをお聞きしたいというのが1つです。

それから、先ほどからアウトカムの話がたくさん出るのですが、アウトカムで99.5% という稼働率を書かれるのですけれども、これは契約者を決めるときに、今、富士通さ んとやっているわけですけれども、公募の随契にしても、あるいは総合評価にしても、 御社ではこういう手立てを講じることで99.5%が守れるのですねという確認は、私は難しいだろうという気がするのです。そうすると、ただ、この99.5という数字はある意味では努力目標というか、これが守れなかったときにはペナルティを科しますよというような話であって、本来、稼働の数値目標というのと何かちょっと違ってくるような気がするのです。その2点をお伺いしたいと思います。

○食品表示企画課 御質問ありがとうございました。前者に関しては、先生がおっしゃるとおりで、食品表示法においては、容器包装に表示をする義務表示事項ということで、あくまでも容器包装についてどういう表示をするかというルールなので、厳密に言うと当課としては容器包装上の表示を充実させるのがメインの行政目標ということです。ただ、追加でもっと知りたい人用に、どちらにしろ届出の仕組みで科学的根拠等提出していただいているので、それが見えるようになりますよというある意味プラスアルファのサービスといったようなイメージです。

2番目の99.5%の話なのですが、実は稼働率については政府のCIO連絡会議決定というものがあって、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインというものがあります。極めてテクニカルな話になって恐縮なのですけれども、そこで情報システムを構築する場合の要件定義というものが決まっておりまして、最も低い場合の稼働率として1年間で数日程度の停止まで許容できるようなデータベースについては99.5%にしなさいとなっておりますので、それに従って99.5%と設定しているところです。

そのガイドラインにおいては、経済的損失が少なからず発生する、または大きいものについては高い稼働率目標を設定するとされていて、当方のデータベースは1年間で数日程度、最悪停止されたとしても経済的損失が見込まれる可能性は、金融関係のデータベース等と比べて低いということから、ガイドラインに従って99.5%としているところでございます。

○石堂委員 ありがとうございました。結局そういうアウトカムの設定になると、アウトカムに向かって行政庁として何ができるかという、なかなか何もない。これが今回の事業でもアウトカムとアウトプットが全く関係ない数字になっている原因ではないかなと思ったのです。

それから、先ほどもちょっと議論がございましたけれども、アウトプットのほうにしても、例えばシステムを改善すれば機能性表示食品の登録がどんどん増えるはずだという関係には恐らくないのではないかと思うのです。ですから、そこのところは、私としてはそもそもアウトカムとアウトプットの設定そのものは適切ではないのではないかという感じを持っているのです。

ただ、この前、御議論させていただいたときには、アウトプットについても何かいい 案はありますかというお話だったので、消費者庁さんも御苦労されているのかなと思う のですが、そこはやはりちょっと見直すべき点ではないかと思います。これは私の意見 です。以上です。

- ○廣瀬参事官 五十嵐課長、何かございますか。
- ○食品表示企画課 なかなか悩んでいるところであって、逆に先生にアイデアとかをいた だければなと思っていた次第なので、先ほど大屋先生、川澤先生におっしゃっていただ いたようなことを踏まえて、検討はしたいなと思います。
- ○廣瀬参事官 小林先生、お願いします。
- ○小林委員 ありがとうございます。私もアウトプット、アウトカムの指標に関心を持っていたのですけれども、かなり議論もなされたので、別の観点で一つ、一者応札の件を少し掘り下げていけるといいなと思っているのですけれども、レビューシートでは一者応札になった理由として、ルールどおりにやった結果そうなったのですよという説明ですね。そこは要するに、別にやましいことはしていませんよということだろうと思うのですけれども、適正にやった結果、一者応札だったということは、つまり、応じられる会社が実際に一者しかない、そういう知見技術を持った会社が一者しかなかったからということになるのだろうと思いますが、なぜそういう状況になっているのかというところを掘り下げてもう少し考えたいなと思うのです。

そもそも今回のシステムの更新時期なので、それで今までやっていた業者だけが入札 するというのは、ある意味自然なことのような感じもしますけれども、一方で、仮に今 までと同じものをやるということであれば、その設計書というのか、仕様書というのか、 よく分からないですけれども、そういうものが消費者庁の側にあって、ほかの業者が入 ってきてもそれを担当することができるという状況になっていれば、別にほかの会社が 入札してきてもおかしくないのではないかなという気はするのですが、その点、どうな っているのか。

あと、そもそも今回2期目の調達が終わったところですけれども、1期目、最初の期のときも一者しか応札していなかったのかという、そこを教えていただけますか。

○食品表示企画課 前者についてまずお答えをします。当方も一者応札だったため、望ましいとは思っていなくて、実際に調達仕様書を受け取った事業者というのが20社あったのですけれども、提案書を提出してこなかった事業者18社にヒアリングを実施しました。なぜ出さなかったかという理由なのですけれども、仕様書を受け取ったが、そもそも応札参加資格を満たしていなかったため参入を見送ったという根本論の話のほか、新型コロナウイルス感染症対策の関係も多分にあるようです。今回、緊急事態宣言などの影響によって、構築体制と人員の確保が困難であり、調達時期が違っていたら応札できていた可能性はあるという回答をした事業者もございました。

それから、後者の質問ですが、旧データベースのときは2者、手を挙げてきたところがございました。

○小林委員 そうしますと、次に3期目をやるときに2者以上が応札する可能性は十分に あるということでよろしいですか。最初にお答えいただいたほうの、時期が悪かったの で別の時期だったら手を挙げたかもしれないというところですね。

- ○食品表示企画課 そうですね。一応我々のヒアリングした結果と、それから前回のとき に2者は手を挙げてくれたということを踏まえると、どれくらいかというのは分かりま せんけれども、一者応札ではないという可能性は高いのではないかと思います。
- ○小林委員 ヒアリングはしたとして、2者以上が応札できるような環境をいかに確保するかという点で何か工夫、努力みたいなものはされていますか。
- ○食品表示企画課 システムの調達を行う際というのは、そもそもの根本的な仕組みなのですけれども、総合評価方式ということで、50日間官報の公告期間を取ることになっていて、公告期間は十分長く設けているというところはあります。
- ○小林委員 それは一般的な話ですね。それをやった上でも、しかし、1者しか実際に応 札がなかったというところを踏まえて、さらに何か改善できないのかというところです ね。あるいはヒアリングした結果は結局、時期が悪かったというだけだとすれば、もう 今回はしようがなかったという話になりますけれども、それ以外に何か改善する余地を 見出せるようなヒアリング結果というのはなかったのでしょうか。
- ○食品表示企画課 ちょっと今即座にお答えはなかなか難しいのですけれども、ヒアリング結果というのは先ほど御説明したとおりなのですが、事前に参考見積書を取る、それを複数のなるべく大勢の事業者から取得するというのは一つあるかなと思います。
- ○小林委員 分かりました。ありがとうございます。やはりいろいろな業者が参入できるような状況になっているほうが望ましいと思いますので、もちろん、さっき言ったように国庫債務負担行為でありながらも毎年いろいろと改善したくなるようなところがあって、そういうところに応じてくれるようなところがそんなにたくさんあるのかどうか分からないというところはもちろんありますので、その辺のバランスになってくるとは思うのですが、やはり参入を増やす努力というのはできるだけしていただきたいなと思います。以上です。
- ○廣瀬参事官 どうもありがとうございます。まだあと10分程度時間がございますので、 質疑応答を継続なのですが、この辺りで、冒頭申し上げましたが、有識者の皆様におか れては、評価結果、コメントをコメントシートへの入力、記載を始めていただければと 思います。冒頭、これも繰り返しになりますが、その際、コメントの中で特に強調した い部分に下線を引いていただくように、これは事務的な都合でございますが、何とぞよ ろしくお願い申し上げます。

川澤先生、その後、楠先生、お願いいたします。

- ○川澤先生 楠先生がつながっているようであれば、楠先生に。
- ○廣瀬参事官 そうですね。まずは楠先生、先にお願いできますでしょうか。
- ○楠委員 よろしいですか。どうもありがとうございます。 2 点、論点としてはアウトカム、アウトプットと一者応札だと思うのですけれども、前者についてはやはりアウトカムとアウトプットの書き方というか順序というのが逆だなという気はしました。ただ、一方で、アクセシビリティーということを考えたときには、恐らくアウトカムのところ

にこういうシステム稼働率というものを入れてきたという趣旨もよく分かるのです。このアクセシビリティーを考えたときはどうしても定量的なものというよりも定性的な部分があると思うので、例えば消費者側の視点で言うならば消費者団体からのヒアリングをするとか、アンケートを取るとか、そういった手もあるのかなと思いました。

もう一方の一者応札なのですけれども、これは、要はベンダーロックインといういつ も問題になる話なのですが、やはり総合評価をやると大体提案書の段階で負けてしまう ということで、過去にやっていない業者は引いてしまう可能性があって、一者応札にな る可能性も結構大きいですね。

一方、公告期間を長くするというのはいつも言うのですけれども、そういう問題では 決してないというのはさっき御指摘があったとおりだと思います。

ただ、今これはどこの省庁も全く同じ問題を抱えているので、会計検査院の最近の報告書に事例が、たしか金融庁と財務省だったかな、挙げられていると思うので、そういったところを参考にしていただければなと思います。

以上コメントです。ありがとうございました。

- ○廣瀬参事官 どうもありがとうございました。 川澤先生、続いてお願いいたします。
- ○川澤委員 先ほどのオープンデータの件で、私もそういう形で提供されているのはすごく有意義だなと感じたのですが、ただ、今、実際にサイトでオープンデータはどういうふうに取れるかなと検索をしてみたところ、1,000件以上のデータは一度に表示ができなくて、CSVで出力できないというふうになっているのです。ある意味、恐らくオープンデータということで想定するのは相当大容量のデータをテキストの分析ツールでどのように分析するかという話だと思いますので、何となく数十件というところがCSVで出力できますというのは、例えば自社の情報を少し見てみるとかそういうレベルなのかなという気がしまして、本当にオープンデータ化してビッグデータを分析したいというようなニーズにマッチするには、今のCSVの出力では多分ニーズにかなっていないような気がするので、そこは御検討いただければと思いました。
- ○食品表示企画課 補足させていただきますが、画面上は1,000件以上は表示できないのですが、その状態でCSV出力をしていただくと全件、CSVとしては出るようになっておりますので、登録されている全件がCSVとしては出力されることになります。 以上でございます。
- ○川澤委員 そういうのはユーザーの観点から少し見直していただいたほうがいいかもしれないですね。表示できませんけれど出力はできますというのは、なかなかちょっと一般的には分かりにく過ぎるのではないかということを思いました。

恐らくやっていらっしゃるということと、消費者の目線から見てできるというところをもう少し考えていただけるとすごくいいものになっていくと思いますので、ぜひお願いできればと思います。

- ○廣瀬参事官 楠先生の御意見とともに、御回答などがあれば、先ほどの件も含めですね。
- ○食品表示企画課 御指摘ありがとうございました。アウトプット、アウトカムは、ちょっと繰り返しになりますけれども、いろいろ先生から御指摘いただいた点を踏まえて検討して、修正などをしたいと思っております。

一者応札については先生御指摘あったとおり、全役所が抱えている難しい問題だと思っております。会計検査院の報告が出たということも承知しておりますので、それも参考にしながら考えていきたいと思っております。

それから、川澤先生御指摘のいろいろやっていても分かりにくいという部分はあると思いますので、そこは例えばマニュアルとかホームページ、各種食品表示そのものについての普及啓発もやっておりますので、いろいろな機会を捉えて分かりやすい形で皆さんに情報発信とか説明をしていきたいと思っております。以上です。

- ○廣瀬参事官 五十嵐課長、どうもありがとうございました。先生方、いかがでしょうか。 それでは、また御意見があれば挙手いただければと思いますが、コメントシートへの記 入をしつつ、よろしくお願いいたします。
- ○川澤委員 まだ取りまとめまで時間はありますでしょうか。
- ○廣瀬参事官 まだ大丈夫だと思います。
- ○川澤委員 そうしたら、せっかくなので御担当に質問を。
- ○廣瀬参事官 それはどうぞ。
- ○川澤委員 今の機能性表示食品制度のウェブサイトを拝見して、事前の勉強会でお話があったかと思うのですけれども、別途やっている買上げ事業の結果、各買上げ事業の対象になった食品について掲載することも有意義ではないかというお話があったと思います。私もそれは別に制度全体の話というわけではなくて、このデータベースを改善するという意味で、消費者庁側としてできる改善の一つなのではないかなと思ったのですけれども、それはいかがなのでしょうか。

つまり、届出された情報を消費者庁側がチェックして、それがある意味、正しいというところも含めた形でデータベース上で情報が検索できれば、消費者側としては非常に有意義だと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

今すぐやりますというような回答というわけではなくて、ぜひ御検討いただければと 思いました。

- ○食品表示企画課 ありがとうございます。先生が言われている趣旨は理解しております。 今後どういうことができるかも含めて検討したいと思います。 ありがとうございます。
- ○廣瀬参事官 小林先生、お願いします。
- ○小林委員 買上調査の話は私も気になって見てみたのですけれども、そもそもどこの会社のどの製品を買い上げて調査して、白でしたみたいなこと自体を公開していませんよね。しているのでしたっけ。どの会社のをやっているというのが公開されていれば、それをリンクというか、データベースの中で見られるようにするだけというか、多少工夫

は要ると思いますけれども、そうなのかなと思った反面、どこの買上調査をやったかということ自体が公開されていなければ、それ自体が難しいのかなと思ったのですが、その点、いかがですか。

- ○食品表示企画課 御指摘ありがとうございます。
 - 買上調査をやりました、こういう結果でしたというのは、プレスリリースはしていますけれども、どこの会社のどの商品というのは公表していません。こういう事例がありましたという、あくまでも許可制度でもなくて事前届出制度というところでございますので、そういう観点から、どこの会社のどの商品という特定はしていないところです。
- ○小林委員 消費者としては、そこにもう少し踏み込んでくれるとありがたいのになと思 うのですが、それは難しいのでしょうかね。
- ○食品表示企画課 そうですね。かなり事業者との調整が必要になるのではないかというところです。ただ、買上調査をやっておりますけれども、その結果は関与成分等が申請書等資料の通り含まれていないものが1社とか、1製品、2製品出てきて、それに関しては、我々のほうから事業者に対して指導して、ちゃんとしていただいているというプロセスは経ているところです。
- ○小林委員 それもどの会社の製品がまずかったみたいなことは公表していますか。
- ○食品表示企画課 それは公表しておりません。
- ○小林委員 していないですよね。なので、情報が潜ってしまって、消費者にとっては何 も、安心できる材料として受け取ってくれということなのかもしれないですけれども、 もう少し分かるといいのになというのは消費者としては思うのですけれどもね。
- ○食品表示企画課 例えば健康被害が発生した場合や、よほど悪質な場合であれば、食表 法では届出制度なのでなかなか難しいのですけれども、例えば景品表示法とか別の法律 で取り締まって公表していくということはございます。
- ○川澤委員 そうしますと、仮に内容にそごがあった場合、その届出データベース上の情報は訂正されていくものなのでしょうか。
- ○食品表示企画課 それは訂正をするようにということで事業者にお伝えをして、直して もらっております。
- ○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。なので、個別の情報が公表されていないということは知りませんで、小林委員のおっしゃったとおり、そうなんだということで私も理解したのですが、消費者目線で言うとすごく有意義な情報であると思いますので、何らか掲載できる情報があれば、データベースの改善につながるのかなと思いました。以上です。
- ○小林委員 時間があるようなのでついでにお聞きしたいのですけれども、さっき一者応 札でヒアリングをした結果、そもそも応募要件を満たしていない会社が多かったという 話もあったかと思うのですが、それはどういう要件が満たされていないのですか。
- ○食品表示企画課 補足をさせていただきます。入札に必要な提案書というものを今回の

データベースの公開に当たりまして提出してきた事業者は2者いたのですけれども、そのうち1者については、そもそも仕様書で示されていた要件を踏まえた提案書になっていなかったというところでございました。あと、応募参加資格のほうなのですけれども、調達仕様書を受け取った事業者のヒアリングのところで仕様書を受け取ったということなのですが、応札参加資格を満たしていなかったというところがやはりシステムの運用ということで、セキュリティーに対する資格であったり、工程管理に対する資格といったものを政府の方針に基づきまして設定しているところなのですが、そういった資格要件をその事業者が持っていなかったというところが原因だったと想定されます。

- ○小林委員 そうすると、やはりセキュリティーを高めるためにハードルがどうしても高くならざるを得なくて、それをクリアできる業者がそんなに多くないということになるわけですね。それは改善できないものなのですかね。要件を緩めるという方向での改善では多分ないのだろうなと思うのですけれども、そういう業者をもっと育成する。消費者庁がやるレベルの話ではないかもしれませんが、政府全体としてそのような取組はあるのですかね。
- ○食品表示企画課 先生が意図していること、おっしゃることはよく分かりますけれども、 政府全体でそういう企業を育成していく方向かどうかというのは承知していないので すけれども、恐らくこれは、私の推測ですが、今、オールジャパンでデジタル化を進め ようということで、デジタル庁もできたということなので、当然そこは大きな課題とし て認識をしていると思うので、そちらで取り組んでいかれるということだと思います。 すみません。具体的に何をされているかというのは承知しておりません。
- ○小林委員 結構です。大分理解が深まってよかったです。ありがとうございました。
- ○廣瀬参事官 石堂先生、よろしいですか。
- ○石堂委員 今、皆さんのコメントシートを拝見しまして、大体こんなことかなというと ころで進めさせていただきたいと思います。

まず、皆さんからいただきましたコメントシートで、評価です。これは廃止から事業 全体の抜本的改善、事業内容の一部改善、現状どおりの4つあるわけですけれども、全 委員6名とも事業内容の一部改善ということで一致しておりますので、これはこれをそ のまま採用させていただきたいと思います。

あとコメントとしては、下線を引いていただきまして本当にありがとうございました。 アウトプット、アウトカムの在り方について再度検討すべきということと、目指すもの が何なのか明確化する。これはやはり事業者と消費者が両方大事なのか、どちらかに軸 足があるのか、そういうことの明確化を意味しているかなと思います。

あと、目標を社会的な価値のあるものに設定し、その価値を向上させる仕組みづくりが求められると。これもアウトカムとアウトプットの関係かなと思います。

また、今行われているのと逆の見方でシステム稼働率をアウトプットとし、登録件数 と公表件数をアウトカムと整理すべきではないかという御意見もありました。これは先 ほど申し上げたとおり、登録件数、公表件数というのは消費者庁の努力によって変わる ものではないのではないかという気もいたしますけれども、こういう御意見もございま した。

あと、情報公開側について、利用者を対象とした調査を通じてユーザーインターフェースや検索機能の在り方について検討、改善を加えることも望ましいが、一定の限界があり得ることを考えればオープンデータとして公開し、民間による広範な利活用に委ねることも考えられるのではないかという御意見がございました。

また、指標として安定的な運用実績を示すだけでなく、安全性の観点からの指標を検討すべきではないかという御意見。また、さらなる成果創出に向けてデータベース及び検索システムについて事業者及び消費者から課題や改善点を把握し、毎年度データベースの運用の改善策を策定、実行すべきではないかという御意見。

また、消費者の選択の機会の確保という点について、より明確にする必要があるだろうという御意見。また、成果であるアウトカムは、ターゲットであるインパクトを実現するための因果性の強い効果に係る指標が来るはずなので、消費者側の根拠を問題にするならば、消費者モニターの活用、利用者あるいは消費者団体へのアンケートなどが根拠になるだろうという御意見。

また、一者応札の関係で、応募要件の緩和を含め一者応札を回避するような方策を検討していく必要があるのではないか。また、やはりシステムの安定運用という中で、使い勝手とかいうものについてより配慮をしていくべきではないかという御意見がございました。

取りまとめとしては、やはりアウトカム、アウトプットのところに焦点を合わせて書いてみました。私の素案でございますけれども、このシステムは実質的には事業者が機能性表示食品を届け出る際に必ず使用するインフラと見ることができて、安定運用を最大限重視していることは理解ができる。ただし、現在のアウトカム、アウトプットは適切ではないと言わざるを得ない。システムの安定運用という観点を重視するとしても、一つの案として利用者にとっての使い勝手の良さ、セキュリティーの水準といったシステムとしての社会的な効率性に関わる要素をアウトカムに掲げ、それに向けて消費者庁として取り得る施策、例えば事業者、消費者の意見を収集・分析するといったことを実施していく。それをアウトプットとして掲げることが考えられるのではないか。

また、一者応札の関係ですけれども、一者応札の回避に向けて、一者応札の原因の分析をしっかりした上でさらに対策を図るべきではないか。こういった取りまとめにいたしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。御議論いただきたいと思います。

- ○赤井委員 赤井ですけれども、よいと思います。しっかりまとめていただいたと私は思います。
- ○楠委員 楠です。それで結構です。
- ○川澤委員 川澤ですけれども、特に追加のコメントはございません。ありがとうござい

ます。

- ○小林委員 小林です。私もそれで結構です。ありがとうございました。
- ○大屋委員 大屋でございます。それで結構だと思います。
- ○石堂委員 廣瀬参事官、よろしくお願いします。
- ○廣瀬参事官 どうもありがとうございました。いただきました御意見、しっかり踏まえまして、検討を進めたいと思います。今年度の予算、来年度に向けた予算要求や現に進めている執行においてもしっかり対応していきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で本日の公開プロセス会合を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。石堂先生、取りまとめをどうもありがとうございました。